March 2023年 3 月15日

組合員の購読料は組合費に含みます

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121

て大きいことから、「医療・

初予算比二二・六億円増を 請行動等により、 組織力を活かしたハガキ要 保組合関係予算については、 毎年かけられる中、私達国 出見直しへの厳しい抑制が 勝ち取り、おかげ様で国庫 七〇五・四億円、前年度当 することができました。 補助の現行補助水準を確保 より御礼申し上げます。 総額で二、 大臣がそれぞれ記者会見を

申し上げます。 府は令和五年度の政府予算 まして特段のご理解並びに 様はじめご家族の皆様には 般会計に占める割合が極め のうち社会保障関係費は一 案を閣議決定しました。そ 長建国保の事業運営につき し協力をいただき厚くお礼 昨年十二月二十三日、 日頃から組合員仲間の皆

法改正による予算削減や歳 年金・介護」等の分野での をお願いいたします。

理事長

佐藤

です。その節は再度ご協力 て大衆行動を展開する予定

険証一体化について」の対 野デジタル大臣と加藤厚労 「マイナンバーカードと保 当面の喫緊の課題として 昨年十月十三日河 同時に組合への帰属意識の 滞納対策や資格の適用対策、 の支障が生じる恐れがあり、 組合の実務運営上において で各組合で取り組んできた では、一体化によりこれま 保健事業周知勧奨など国保 全建総連や各国保組合内

低下や母体組織機能の低下

政 われた中、

きも注視しながら今後の令 和六年度の予算確保に向け 会保障政策と予算抑制の動 結によって一連の成果を築 くことができたことを教訓 務省による厳しい査定が行 防衛費増大による社 全国の仲間の団

針転換しました。 開き一令和六年秋に保険証

期限を半年間前倒しして実 付を実質廃止する方向へ方 施するとして、保険証の交 文言が強まり、さらに廃止 の廃止を目指す」と表明し、 「原則廃止」が 「廃止」と

動につなげていく方向で取 署名運動等を通じて大衆行 対の立場で見直しを求め、 保険証の廃止については反 り組みを進める方針です。 にもつながる可能性を懸念 しています。 一体化の枠組みの中で、

圭介 則です。基金につきまして といたしました。国保組合 ことから保険料のご負担を ります。 事業運営を迎えることとな り、令和九年度には枯渇す 保険料で賄うことが基本原 の運営上、不足する財源は ない部分は基金で賄うこと 字が続けば当初の見込み通 お願いするとともに、 る見通しのため一層厳し 予算計上させていただきま したが、このまま単年度赤 令和五年度に一定額を 足り

を注視しながら、今後も組 にご理解とご協力を賜りま を推進してまいりますので、 医療に資するため事業運営 合員ご家族の皆様の健康と 長建国保の運営と育成強化 これからの医療費の動向 ようお願い申し上げます

六回組合会を開催し、令和

しい情勢の中、先般第一〇

営に大きく影響してくる厳

このように私共の事業運

算について決定いただきま

令和五年度につきまして

財源不足が見込まれる

五年度の事業計画並びに予



去る2月28日火)、建設技能会館(建設長崎本部) において、各支部選出の組合会議員314名(定数3 名)の出席の下、第106回組合会を開催しました。

度決算見込報 告並びに同年 下、令和四年 部)の進行の 上正範議員 **就任された尾** により議長に 月の役員改選 東長崎支 当初、

ては、昨年七 議事につい れました。 に歳入歳出予算案(二面参 **関事業計画並び** 

# 単年度三、八九八万円の赤字 令和四年度決算見込

高齢者負担金、介護納付金 支出等を予算計上し、二億 令和四年度は、予算編成 医療費の自然増分や

度補正予算、

案された全七議案が決定さ 令遵守の実践計画など、提 規約の一部改正、 上半期

こと等により、一人当たり 期においても同水準で推移 七・六二%増となり、下半 ス感染症の影響による通常 いては、新型コロナウイル することが予測されること の医療費は前年同月比で 受診機会が徐々に増加した 診療の受診控えの動きから (四~十月)

令和四年度における

予算を決定し事業運営を進 億五、二〇七万円)による の引き上げと基金繰入(一 が見込まれたため、保険料 一、六六三万円の財源不足 %)と見込みました。 %増(当初予算時三・八二 医療費を前年度比七・四〇

組合会議長 尾上正範氏

料改正案を盛り 四月からの保険 そして令和五年

込んだ令和五年

めました。

れています。 令和四年度決算見込みにお 決算剰余金を見込みました 金、国庫補助精算分(令和 が、単年度収支では、繰越 八九八万円の赤字が見込ま 三年度分)を差し引き約三、 いては、三、二〇二万円の これらのことを踏まえ、

補助金が確定(六月)し返 還額が確定すればさらに赤 字額が上乗せされる見通し なお、令和四年度の国庫

# 介護分は100円引

人あたり月額625円

まれました。この の実績、及びコロ を見込みました。 計上となりました。

現行の保険料で試算すると二億八、 四六〇万円の収入財源不足が見込 基づき算出した国庫補助金、及び **小足額を保険料** 

を踏まえ、前年度比四・五〇%増 ついては、過去二ヵ年度の医療費 者支援金(拠出金 けて、当組合が負担する後期高齢 国的に毎年増加し 四年度推計による医療費の動向等 についても影響額を ていることを受

二、二〇四円の引上げが必要とな

で補うと被保険者一人あたり月額

ります。

を加味した予算 )や介護納付金 ナ禍による令和 一般医療費に

ることといたしました。

組合員並びにご家族皆様のご理

解とご協力をお願いいたします。

厳しい財政運営に

### 令和5年度賦課区分別保険料(月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料(令和5年4月分より) (単位:円)										
種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第 1 種 (賃金・給与で就労する組合員)	12, 900	900	13,800	3, 100	据置き	3, 100	16,000	900	16, 900
	第2種 (建設業許可等を有しない事業主)	16, 700	1,200	17, 900	4,000	据置き	4,000	20,700	1, 200	21,900
	第3種 (建設業許可等を有する事業主)	19,600	1,400	21,000	4, 700	据置き	4, 700	24, 300	1, 400	25, 700
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	8, 400	600	9,000	2,000	据置き	2,000	10, 400	600	11,000
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	10, 500	700	11,200	2,700	据置き	2,700	13, 200	700	13, 900
家 族保険料	家族 1 人につき(5 人を限度)	3, 400	200	3,600	1,000	据置き	1,000	4, 400	200	4, 600

2. 介護分保険料 (単位:円) 引上げ額 現行 改定額 種別 40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度) 2,900 第2号被保険者 100 3,000

高齢者の医療費や介護給付費が全 令和五年度の支 出見込みでは、

一方、収入面では、国の省令に

円については基金から繰り入れす 円の引き上げをお願いすることと 円、介護分については月額一〇〇 引き上げを一人あたり月額六二五 ことは困難であるとし、保険料の いたしました。 いて、大幅な引上げ負担を求める なお、残る不足する財源約二億

理事会及び第一〇六回組合会にお 額保険料で賄うべきところですが 本来不足する財源については全 国民健康保険料

グラフで見る歳入・歳出規模

組合会費及び総務費

(3.0%)

経費を賄うには二億八、

兀

■歳出

2

3

5

6

7

組合会費

保険給付費

介護納付金

後期高齢者支援金

前期高齢者納付金

共同事業拠出金

総務費

六

四%

で見込み、支出

後期と介護分は十

建

収入では、

本年度予算額

4, 437

118,884

720,533

290, 349

128, 488

1,225

2,628,390

見込みました。

現行補助率(定率三十二% 健保適用除外者は医療費十

た。

〇%増)

号

金二

億円を繰入

# **伶和五年度**

上額は、法定に基づく後期 局齢者支援金や介護納付金 般医療費の伸び 令和五年度の支出予算計 河 五

等の支出経費として総額四 入と、国庫補助については ○億五、一○二万七千円を を含む保険給付費 引き上げと、 図 保険料は一人一〇〇円) 営を乗り切ることとしまし ては、 額平均六二五円

まれました。 六〇万円の財源不足が見込 この不足する財源につ の繰入により財源確保を 被保険者一人当たり 令和五年度の事業運 基金から二億 (介護分 0

前年度予算額

4, 273

116, 701

666, 378

293, 536

120, 164

1, 457

2, 541, 544

3.1 1.9 0.0 0.0 0.1

(単位:千円)

構成比

0.1

2.9

64.9

17.8

0.0

7.2

2.0

較

164

2, 183

86,846

54, 155

△ 232

8, 324

△ 3, 187

比

# 財政運営

8 保健事業費 76, 282 86, 343 △ 10,061 9 積立金 2 2 0 10. 100 100 0 公債費 11. 諸支出金 2,603 2,503 100 12. △ 7.084 予備費 79,734 86,818 100.0 歳出合計 4,051,027 3, 919, 819 131, 208 が原則であり、また、基金 厳し 繰入により財源を確保する いては、 の保有状況を考慮しながら、 源不足が見込まれた場合は、 は十一年連続で赤字となっ 上する一方、単年度収支で 決算剰余金 こともあります。 保険料の見直しを行うこと ています。予算編成上、 今日までの財政運営につ 長建国保の財政運営は、 (繰越金)を計

算以降、単年度収支が赤字 に転じています。 平成二十二年度決

> 数が減少していくなかで、 き上げ改定は行わず、 ていたことから保険料の引

財 ることから、

しかしな 険料については平成二十九

出金)や介護納付金につい ても年々負担増となってい ながら運営してきました。 する財源を繰越金で充当し 限界に達し、平成二十八年 人当たりの医療費の自然 しかしながら、被保険者 また高齢者支援金(拠 その繰越金も

がら一定の繰越金を保有し

度から令和元年度の四カ年 の基金を取り崩し、また保 で総額六億二、八〇〇万円

と七億六千万円程度(法定 積立金を除く) を保有して 和五年度予算計上分を除く その基金については、

行いました。以後毎年度に ています。 おいて、保険料の改定を行 いながらの財政運営となっ 八年ぶりに引き上げ改定を

運営に

61

# 大幅引上げ 財政難で保険料

を保有しておく必要があり られ、常時法定額以上の額 料と補助金で運営すること 場合に限り繰入することが 金)については、万が一の が基本であり、基金 できるよう法律で位置付け

令

なけ

健康保険の財政は、

は、

りま ればならない状況とな

医療費の動向等について注 全な事業運営を進めて ることとなります。

いくためには、令和五年度 大変厳しいご負担を引 も組合員世帯の皆様に

### 年度に平成十一年度以来十 難な状態となり、やむなく いますが、充分な額ではあ 料を大幅に引き上げし 四年後には取崩しが困 を取り崩した場合には、 せん。仮に今後毎年二

りません。組合員世帯の命

き続きお願いしなければな

綱である長建国保を将来に

まいります。

今後も慎重に協議を進めて わたって維持していくため、

## 足が必要 はも保険料の

で毎年財源不足が見込 金と介護納付金の負担 子高齢化による高齢者 ていきますが、引き続 後も社会経済における

# ▼歯科健診事業の実施

図るため、歯科健診を実施 します。 活習慣病予防の意識啓発を 歯・歯周疾患の予防と生

健診対象者は、四〇歳以

上の被保険者(特定健診

▼その他の保健事業 健診費用は全額組合が負 担します。 の対象者)です。

フレットの配布等。 医療費通知、ジェネリッ

### (41.9%)保険給付費 (64.9%) 歳 歳 出 入 国庫支出金 (43.5%)共同事業拠出金 前期高齢者納付金 後期高齢者 (6.3%)介護 (3.2%)支援金 (17.8%) 納付金 繰入金 (7.2%)(4.9%) 保健事業費 (1.9%)共同事業交付金(2.5%) 繰越金 (0.8%) 予備費及び諸支出金等(2.0%) 諸収入等(0.1%) ■歳入 比 較 本年度予算額 前年度予算額 構成比 国民健康保険料 1,698,695 1,658,893 39,802 41.9 2. 0 0.0 手数料 1,760,593 1,623,573 137, 020 43.5 国庫支出金 327, 015 4 前期高齢者交付金 255, 247 $\triangle$ 71, 768 6.3 5 県支出金 2 2 0 0.0

### (単位:千円) 共同事業交付金 6 102, 751 96,098 6,653 2.5 7 財産収入 7 7 0 0.0 8 0 寄附金 0.0 繰入金 200,000 152,071 47, 929 4.9 10. 繰越金 58, 952 △ 26, 928 32,024 0.8 11. 諸収入 △ 1,500 1,706 3, 206 0.1 歳入合計 4,051,027 3, 919, 819 131, 208 100.0

# ▼人間ドック健診の実施

者の方を対象に、一泊二 及び日帰りの人間ドック健 ご負担額を除く額を助成。 日

# 被保険者組合員及び配偶

エンザの予防接種を受けた

※人間ドックの自己負担額

### 診を実施します。 曜日を利用した組合巡回健 診機会を確保するため、 H

り安く利用できる割引及び の入浴料金を通常の料金よ

補助券の発行を行います

# インフルエンザ予防 費用の助成

に交付し一回につき三〇〇

を補助します。

が二万円を上限に費用

世帯あたり二〇枚を限度

# 平日のお忙しい皆様の受 巡回健診の際、

金の割引と助成

指定温泉施設

組合が指定する温泉施設

査費用の一部又は全額を助 ることができます。その検 み各種がん検査等を受検す 希望者の

新型及び季節性インフル

# **致誌の無料配布 和生児世帯への月刊**

ため 赤ち ゃんの健やかな成長の 産された世帯に対し、 布いたします。 の月刊育児情報誌を無

# **陸康優良家庭の表彰**

を図るため、

県下七〇〇の

特定健診の受診率の向上

の実施

特定健診・保健指導

日帰り

泊

一万八千円

成します

場合、その費用の

一部を助

医療機関で受診することが

対象に肺がん予防のため

特定健診の際、希望者を

特別健診の実施

▼鍼灸マッ

サー

胸部X線検査を実施し、

費 0

行い、長建国保の指定する

組合員が事前に手続きを

**施術院で鍼・灸等の施術を** 

できます。

組合巡回健診の実施

用を助成します

|巡回健診時における

部を助成します

受けた場合、その費用の

品を添えて表彰します。 帯を各支部大会で記念 事業として、年間無受 合員、家族の健康管理

# ▼脳ドック検診費用補

のための脳ドック検診に係 ・補助金額として、検査費の被保険者です。 る費用の一部を補助します。 補助対象者は、毎年の四 脳 血管疾患のリスク判定

等への助成、健康促進パン ク医薬品リーフレット、建 設長崎が行うスポーツ大会

※保健事業の各種助成制度 をご利用の方は、所属支 部事務所、又は長建国保 までお問い合わせ下さい。

により確認をしています。

有無等について証明書類等 ご家族の現況並びに収入の の保険証の更新等を通じて、

当しません

該当する場合は、速やか

扶養家族(被保険者)に該

【別事】民里が必要とたる主た事由

【別ā	長】届出が必要となる主な事由	(令和5年3月1日現在)			
	該 当 事 由	提出いただく書類等			
1	年間総収入が130万円(60歳以上は180万円以上)の収入がある、または超える見込みがある場合	・収入がわかる書類 (その方の源泉徴収票 の写しなど) ・被保険者証			
2	雇用保険の失業手当(日額3,612円以 上)を受給する場合	・雇用保険受給資格者証 (給付額の確認書類) ・被保険者証			
3	組合員世帯の居住地を離れて大学等に 就学、または新たに居住地を離れて大 学等に進学する場合	・学生証の写し、または 在学証明書 ※新入学の方は在学証明書 を提出して下さい。			
4	組合員世帯の居住地を離れて施設等に 入所している、または新たに入所する 場合	・施設入所等証明書			
(5)	③・④以外の理由で居住地を離れる場合 ※転出先の国民健康保険に該当	・当組合の被保険者証 ・住民票謄本			
6	就職し健康保険証の交付を受ける場合	・当組合の被保険者証 ・就職先の健康保険証の 写し			
7	市町村国保に加入する場合	・被保険者証 ※資格喪失証明書を発行し ます。			
8	被保険者証記載の住所、氏名に変更が あった場合	・被保険者証 ・住民票謄本			

※被保険者証更新の際には、扶養家族の皆様の資格等につきまして書類にて確認 させていただいています。

基本要件です。このことか 計が維持されていることが の世帯に属するご家族の生 は、組合員の収入によりそ 施しています (被保険者)の方の加入要件 長建国保に加入する家族 資格確認を実

支部にて手続きをお願いし 必要となりますので、所属 ▼ご注意下さい 該当する場合は、届出が 次の事項に該当する方は

ら、資格取得時や年に一度

○修学や施設入所など一定 万円」)には自営の事業 員世帯の住民票を異動し、 の要件を除き組合員世帯 所得金額も含みます。 を転出している方(組合

ず返納ください

組合員の転職や、ご家族

※「一三〇万円」(「一八〇 方で、年間総収入が一三 業専従者、年金受給者の 〇万円(六〇歳以上は一 又は見込まれる方 八〇万円)以上ある方、 ている方 は法人役員として従事し 被保険者証は

○その他、組合が扶養要件 ○就職し健康保険証の交付 非該当と認定した方 を受けている方 ださい。

用して医療機関等を受診し すのでご注意願います。 払った医療費については返 た場合には、当組合が支 格喪失後、被保険者証を使 還請求を行うこととなりま 組合員・家族の資

うお願いいたします。 〇パート・アルバイト、事 に所属支部へ届出下さるよ

期となり、この時期に手続

などご家族に異動が多い時

また、三月・四月は就職

きが必要となる事例を「別

表」に掲載しています。

○組合員ご本人と同じ建設 業に従事している方、又 異動先で生活している

の就職等による資格喪失後 の手続きの際、 できませんので、資格喪失 受給者証は使用することが 限度額適用認定証及び高齢 対象者の被保険者証、 返納してく



### ~組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。~

<b>■</b> 資格関係 ★下記届出にはマイナンバーが必要です。番号がわかるもの、本人確認書類等をお持ち				
こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (※別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限	
○長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用 の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあり ます。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用ゆうちょ口座届兼同意書	・住民票謄本・現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ・組合員本人名義のゆうちょ銀行(郵便局)の通帳の写し ・建設業に従事している証明書類(別途お問い合わせ下さい。) ※扶養家族がある方(該当する場合のみ) ・加入者ご本人の確定申告書の写し(配偶者・扶養控除の場合のみ) ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・パート等の給与支払(見込)証明書 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書など	_	
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・市町村国保の被保険者証・住民票謄本・収入等が確認できる書類	その都度	
○家族が会社(社会保険)を退職し、長建国保へ加 入するとき	被保険者資格取得届	・住民票謄本・会社の退職日がわかるもの・離職証明書(基本手 当額がわかるもの)	14日以内	
○出産したとき	被保険者資格取得届	・被保険者証・住民票謄本または母子手帳の写	14日以内	
○長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(被保険者全員分)	直ちに	
○就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内	
○被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・死亡診断書の写	14日以内	
○市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(※転出の場合は住民票謄本要)	その都度	
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証、住民票謄本	その都度	
○住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	· 被保険者証(被保険者全員分)·住民票謄本	14日以内	
○被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	・(紛失の場合)紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。・(破損の場合)破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに	
○修学のため親元を離れる場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・在学証明書	その都度	
○介護、福祉施設等に長期入所(入園)する場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・入所(入園)証明書	その都度	
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添 えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内	
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	区分変更の内容が確認できる書類	直ちに	
○40~65歳未満(介護第2号被保険者)で国が定め る介護適用除外施設に入所するとき	介護保険適用除外等該当・非該当届	施設の入所証明書	直ちに	

の点検・確認を日常的に実 格の適正化対策として職種

に基づく組合員の職種の再

更に、 います。

厚生労働省の指導

である組合員のための国民

康保険です。これら資格

施しています。

ません。組合では、

加入資

設業ではない方は加入でき

従事している建設労働者職

私達の組合は、建設業に

人のための組合であり、

建

ことになりますので、

組合

んでいきます。

長建国保は、

建設技能者

届出するよう周知に努め

その時点で加入資格を失う 異なる職種に就いた場合も

等も含めて、

資格の適用の

適正化対策の強化に取り組

を添付して所属支部事務所

提出していただきます。

類例

(以下「証明書類」。)

建

加入資格の適正

化対策

年に一

度

号

# 組 合員就労状 組合員資格

# 令和六年度実施予定 (職種) 未提出者は資格喪失 の再確認=

建設労働者で

就労状況調査を定期的 働省の指導に基づき組合員 れ込み防止のため、 再確認と無資格者の加入紛 ある組合員資格 組合では、 (職種) 厚生労 0)

に実施していま 場合は、 資格喪失となります。

者として保険証を返還の上 でに証明書類を提出しない 場合や所定の提出期限ま 調査の趣旨等ご理解とご 所属支部の要請に応じな 組合加入の無資格

協力をお願いします。

労状況をご記入いただき、

皆様に送付する調査票に就

調査では、

対象組合員の

別表掲載の【建設業に従事

していることを証明する書



### 【建設業に従事していることを証明する書類例】

※下記に示す証明書類例のいずれか1つの写し等を提出して下さい。

- ○建設業許可業者の通知書
- (許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの)
- ○会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書
- (建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの)
- ○電気工事等の業者登録証
- (建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの) ○得意先からの発注書、又は工事請負契約書
- (直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの) ○建設長崎労働保険事務組合が交付する労働保険加入証明書
- (建設業である職種、加入期間の記載があるもの)
- ○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 (事業所名称に「\*\*建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ○健康保険適用除外承認証
- (事業所名称に「\*\*建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ○所得税確定申告書の第1表並びに第2表
- (電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、 屋号欄に「\*\*建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ○源泉徴収票
- (「給与の支払者欄」に「\*\*建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ○建設長崎労働保険事務組合が交付する一人親方労災保険加入証明書
- (建設業である職種、加入期間の記載があるもの) ○事業主が証明した就労(雇用)証明書
- (事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの)
- ○建設キャリアアップカード
- ○その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

轄の年金事務所に提出し、

(1)証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職 種の記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途に提出して下さい。 (2)所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のものを提出して下さい。

(3)名刺や労災加入証(他団体交付のもの)、資格証や修了証等で期間更新制ではないライセンス、得意先へ の見積書、請求書は証明書類に該当しませんのでご注意下さい。

(4)証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

### の理解と協力は必要不可欠 の適正化対策等の取り組み には組合員とご家族の皆様 私達の命綱である長建国 の健全運営につきまして 協力を 建設長崎組合加入職種

取り組んでいます。

また、

も引き続き職種の点検調査

類の提出や自宅訪問を行う

ます。

など徹底した適正化対策に

このように、

組合は今後

皆さんのご理解とご

ては、

職種が確認できる書

種の点検

確認に努めてい

る組合員資格の適用につい

実施し、

証明書類による職

です。

新規加入時におけ

を定期的

(三年に一度) (就労状況調査)

以検調査

加

入後に転職し建設業とは

や

異業種の紛れ込み防止

ALLEY OF HOME SON					
建築大工	型枠大工	左官	タイルエ		
ブロックエ	板金工	塗装工	看板工		
建具工	木工	表具工	内装工		
畳工	サッシエ	屋根葺工	電気工		
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工		
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工		
配管工	洗管工	ダクトエ	断熱工		
外装工	軽天工	フェンスエ	穿孔工		
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工		
防水工	潜水工	ボーリングエ	築炉工		
清掃工	建設機械運転士	設計士	建築溶接工		
住宅機器	測量士	設備工	建設事務		

国保組合 様式コード 被保険者適用除外承認申請書 9 2 9 9 日提出 事業所番号 下記の者は、適用除外談当事由に該当すること により当国民健康保験組合の事業運営上必要な 者であることを証明します。 事業所 所在地 国民健康保険組合理事長 社会保険労務士記載欄 6 第 電話番号 当該事業所に使用されかつ国民健康保険組合の被保険者である間、健康保険の適用除外の承認を申請します 1. 男 2. 女 3. 机内員 生年月日 氏 名 6. 厚年 取得区分 1. 事業所状態変更 2. 事業所設立等 3. 新規採用 4. 再就職 9. 分和 迎 通用除外 該出事由 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金) 6. 厚年 1. 事業所状態変更 2. 事業所設立等 3. 新規採用 4. 再就職 9. 令和 1. 男 2. 女 3. 杭内員 生 年 日 6. 厚年 1. 男 2. 女 3. 坑内員 6. 厚年 1. 事業所状態変更 2. 事業所設立等 3. 新規採用 4. 再就職

認申請書 主は、 以下 を有する個人事業所含む。 には、 業主には年金事務所への届 適用事業所となり、 う。)については、社会保 業所(常時従業員五人以上 実発生から十四日以内に所 ています。 と従業員との折半) 険(健康保険と厚生年金加 加入 各保険料負担は事業主 法人事業所等の事業 「法人事業所等」とい 健康保険適用除外承 (左図参照)を事 次のような場合 が義務付けられ その事 の強制

した場合

●個人の事業所で、 保の加入者を含む従業員 長建国

又は長建国保までご相談下

年金事務所の承認を受けて

●健康保険の適用事業所 長建国保の組合員を雇用 建国保に加入させようと を受けている事業所が新 健康保険適用除外の承認 事業を開始する場合 たに雇用する従業員を長

得な 十四 族の看護、登記等の事務手 や事故、事業主の入院や家 が必 い場 P い理由には、天災地変 合には、理由書の添付 日以内に届出ができな むを得ない理由により 要となります。やむを 離島他、事業主の責 さい。 下さい。詳細は組合各支部、 速やかに申請手続きの上、

が適用) 健康保険の適用は除外され 同所の承認を受けることで できます 長建国保に加入することが 長建国保の組合員が法人 (年金は厚生年金 た場合 数 十申

健康保険法により法人事

Ħ

除外

事業所等の事業主として

認申 しなければなりません。 日以内に年金事務所に 請書は、事実発生(雇 の健康保険適用除外承 法人設立日等)から 保険の強制適用となります。 申請をしない者は、健康保 ていただくとともに、社会 保険者)の資格喪失とさせ 険適用除外未承認者とみな 請に該当する事業主の方は、 し、長建国保の組合員(被 健康保険適用除外承認申

が常時5人以上となっ によらない事由とされてい

▼未申請者は資格喪失 健康保険適用除外の承認

〒四日以内 甲請は事実発生から